

ソーシャルワークの特質からみた代弁のあり方に関する研究 －判断能力が不十分な人を代弁するための分析枠組みの検討－

鵜浦 直子^{*1}、岩間 伸之^{*2}、山縣 文治^{*2}

^{*1}大阪市立大学大学院生活科学研究科後期博士課程

^{*2}大阪市立大学大学院生活科学研究科

A Study of the Nature of Social Work Advocacy : Focusing on Advocacy for People Who Have Inadequate Ability to Make Decisions

Naoko UNOURA^{*1}, Nobuyuki IWAMA^{*2} and Fumiharu YAMAGATA^{*2}

Graduate School of Human Life Science, Osaka City University

Summary

The purpose of this study was to consider the nature of social work advocacy. For that purpose, we focused on advocacy for people who have inadequate ability to make decisions, and researched how social workers understand their feelings and thoughts in practice.

As a result, we were able to define a framework of understanding the feelings and thoughts of people who have inadequate ability to make decisions. This framework is composed of six elements. Also these six elements are derived from social work value, and makes social workers focus on the nature of human being.

We conclude that social work advocacy is to attempt to enhance the worth and dignity of human being, and to ensure that a person can live as he wishes.

Keywords : ソーシャルワーク *social work*, 代弁 *advocacy*, 判断能力が不十分な人 *people who have inadequate ability to make decisions*

はじめに

近年、わが国では福祉サービス利用者の権利擁護の重要性が強調され、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度、苦情解決やサービス評価等の仕組みが整備されるようになった。

しかし、ソーシャルワークにおける権利擁護について考えたとき、あるいは判断能力が不十分な人への権利擁護を考えたとき、このような制度や仕組みをつくるだけでは不十分な面がある。

そもそもソーシャルワークとは、その人らしい生活や生き方を支援することを目的としており、そこに求められる権利擁護には、近年整備された制度による権利擁護

だけでなく、その人らしい生活や生き方の実現に向けての取り組みも含まれなければならない。とりわけ判断能力が不十分な人は、自分の権利が侵害されていても、それをうまく伝えることができない、周囲が理解してくれないなどにより、自分らしい生活を送ることができない状況に置かれることがある。そのため、判断能力が不十分な人への権利擁護においては、彼らの思いを代弁し、その人らしい生活の実現に向けて取り組むことが求められる。当然のことながら、そこには援助者の思いこみや一方的な判断があってはならない。ソーシャルワーク実践、社会福祉という枠組みのなかで代弁を行うとするならば、本人の立場に立つこと、そしてそこから彼らの思いをくみ取っていくというプロセスがなければならない

い。

本稿では、まずわが国のソーシャルワークにおける権利擁護の現状と課題について概観したうえで、判断能力が不十分な人の代弁に焦点を当て、実際の援助場面において、援助者はどのように本人の立場に立ってその思いを理解しようとしているのか、その分析枠組みを検証し、ソーシャルワークの特質からみた代弁のあり方について考察する。

I わが国のソーシャルワークにおける権利擁護の現状と課題

日本成年後見法学会の平成16年度研究会報告書によると、わが国の福祉分野では、権利擁護は「アドボカシー(advocacy)」の和訳とされ、「人間としての人権、特に私的権利を自分自身で主張し実現することのできない人の権利を実現するために代弁する」¹⁾こととされている。

ソーシャルワークの理論的生成をみたアメリカにおいて、そのアドボカシーの歴史をみると、ポリシーアドボカシー(policy advocacy)やレジスレイティヴアドボカシー(legislative advocacy)と呼ばれる政策や立法過程に働きかける活動から始まったとされる²⁾。その後、法律や制度に保障されている権利を擁護するためのリーガルアドボカシー(legal advocacy)や、近年では、専門家に頼らず、自ら権利を主張するセルフアドボカシー(self advocacy)が登場するようになった。アメリカでは、政策や立法に働きかける活動がアドボカシーの中心となっている傾向が伺える³⁾。

わが国の権利擁護をめぐる議論では、社会福祉施設等における利用者の権利侵害、具体的には虐待や体罰などの権利侵害を中心に展開され、近年では、在宅高齢者や子どもに対する虐待についても議論されるようになっていく。そして、これまでの一連の福祉改革においては、ソーシャルワークにおける権利擁護は理念だけにとどまらず、権利擁護のための具体的な活動を展開させていくことが強く求められるようになった。たとえば、地域福祉権利擁護事業や苦情解決、第三者評価等の福祉サービス利用者の権利擁護を目的とした制度が導入され、それらの制度を活用した権利擁護活動である。また、2000年に施行された新しい成年後見制度では、被後見人の生活全般の支援を目的とする身上監護において、社会福祉の専門性が発揮されることが期待され、ソーシャルワークによる生活支援を含めた権利擁護の可能性が活発に議論されるようになった。

しかし、高山直樹が指摘するように、わが国の福祉分

野において、権利擁護が「アドボカシー」の訳語として登場するようになるのは1990年代頃である⁴⁾。また、権利擁護の重要性は理解されてはいても、実践レベルで展開できる具体的な手法も十分に確立されていないのが現状である。したがって、ソーシャルワークにおける権利擁護において、その守備範囲や手法について明らかにすることが喫緊の課題であり、実際そうした取り組みや議論が活発に展開されつつある。

II 判断能力が不十分な人の代弁

1. 権利擁護活動としての代弁

代弁とは、利用者本人に代わって意見を主張することであり、権利擁護活動の中心として位置づけられている⁵⁾。また、本人に代わって意見を主張するだけでなく、本人と本人を取り巻く環境との間に相互作用を生み出すこともその目的のうちに含んでいる。権利侵害を受けている本人と環境の間には、圧倒的な情報量の差や、本人自らが意向をうまく伝えることができないなどにより力の格差が生じている。そうした力の格差を是正するために、代弁は利用者本人の主張が環境の側にうまく伝わるように、そして環境の側の主張が利用者に伝わるようにし、問題解決に向けた相互作用を両者の間に生み出す。

しかし、代弁は、ひとつ間違えると、「本人のため」という美名によって、利用者の意に反した自由や機会の理由なき制限などをまかり通らせる危険性もある⁶⁾。そのため、代弁には、利用者を生きる主体として尊重し、利用者本人のいるところから彼らの思いを理解していくことが強く求められる。そして、利用者を生きる主体として尊重し、利用者のいるところに近づくためには、まずは本人を理解することが必要となる。したがって、代弁とは本人理解を基盤に展開されなければならない権利擁護活動の一つであるといえる。

2. 判断能力が不十分な人の代弁の難しさ

利用者を生きる主体とし、利用者本人のいるところから彼らの思いを代弁するためには、利用者本人を理解することが求められる。本人理解は、援助者と利用者との援助関係をとおして行われる。そして、援助者は利用者本人の理解を踏まえて、利用者の思いを代弁することになる⁷⁾。

しかし、判断能力が不十分な人は、直接的に自分の思いを伝えることが苦手であったり、周囲が彼らの思いを理解したりすることは難しい。また周囲が彼らの思いをおしはかったとしても、その内容が正しいのかどうかを

彼らに確認することは難しく、彼らの思いを理解することは非常に困難である。しかし、だからといって、彼らを理解することはできないと最初からあきらめてしまっ
ては、ソーシャルワークにおける権利擁護をとおしてその人らしい生活や生き方の実現を図ることはできなくなる。

したがって、判断能力が不十分な人の代弁をする援助者には、彼らの言動や与えられた情報から本人を理解していく高度な専門的アプローチが必要となる。すなわち、彼らの言動や彼らに関する情報をもとに本人のいるところに近づくことが求められ、そこから本人が今何を望んでいるのかを汲み取っていく技術が求められるということである。

Ⅲ 判断能力が不十分な人の言動に対する援助者の思考プロセスを検証する事例調査

1. 判断能力が不十分な人の言動から本人の思いを理解する援助者の思考プロセス

判断能力が不十分な人の代弁においては、援助者は彼らの言動や与えられた情報から本人を理解し、代弁していくことが求められる。

しかし、具体的にどのように本人理解を行えばよいのか実際にはまだまだ不明確である。そこで、判断能力が不十分な人と接する援助者の思考プロセスに焦点を当てることが、そのことを明らかにするひとつの有効な手段となる。

判断能力が不十分な人に接する援助者は、日常的に彼らの言動から本人の思いを理解することが求められる。なぜなら、援助者にはそうした言動に対して何らかの専門的な対応が求められるからである。そして、言動から本人の思いを理解するために、援助者には、常に本人の立場に立って、その言動の意味を理解することが求められる。そうしなければ、言動に込められた本人の思いに近づくことはできないし、対応も不十分なものになるからである。

具体的に判断能力が不十分な人の言動から本人の思いを理解する援助者の思考プロセスを図にすると、図1のように示すことができる。(1)から(5)にあるように、援助者は判断能力が不十分な人の言動から本人の思いを理解するために、必要な情報についての収集を行い、その情報から本人理解のための分析をし、その本人理解をもとに、言動に込められた本人の思いを導きだし、具体的な対応へと展開させる。このプロセスにおける(2)の情報収集と(3)の本人理解のための分析に焦点を当てて、そこで展開される援助者の思考プロセスを検証すれば、判断能力が不十分な人の言動から本人の思いを理解するために必要な情報と、本人理解のための分析枠組みが見えてくるはずである。

なお、実際の援助場面においては、この一連のプロセスは必ずしも順を追って展開されているわけではない。なぜなら、援助者には、一瞬の判断が迫られるからである。したがって、日常的に判断能力が不十分な人の言動に対応している援助者は、矢印で示したように、彼らの言動に込められた思いを瞬時にあるいは無意識的に判断し対応している。

2. 判断能力が不十分な人の言動に対する援助者の思考プロセスを検証する事例調査

1) 事例調査の概要

判断能力が不十分な人の思いを理解するために必要とされる情報と、収集された情報から本人を理解するための分析枠組みについて検証するために、特別養護老人ホーム（以下、「A施設」とする）の協力を得て、次のような事例調査を実施した。

まずA施設の認知症対応フロアで勤務する援助者15名を対象に「利用者の言動をどのように理解すればよいか分からなかった場面や出来事」を数行程度で自由に回答してもらい、25場面を選定した。選定された場面における利用者はすべて女性であった。

次に、回答のあった援助者に対して、「その時、どのように対応したのか、そしてその対応により利用者の言動はどのようになったのか」についてのヒアリングを行

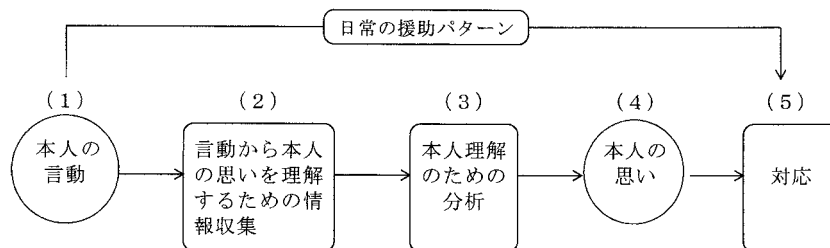


図1 判断能力が不十分な人の言動から本人の思いを理解する援助者の思考プロセス

った。その結果、利用者の言動が落ち着いた、あるいはおさまったと回答のあった場面や出来事を本事例調査における事例場面として選定し、5場面を抽出した。

さらに、その5場面における援助者は、彼らのどのような思いに対応していたのかについて明らかにする事例研究を実施した。具体的には、先に示した援助者の思考プロセスに基づき、各事例場面において、援助者が瞬時にあるいは無意識的に行った(2)の情報収集と(3)の本人理解のための分析を改めて行うことで、そのときの事例対象者の言動に込められた本人の思いを導き出すことにした。

そして各事例場面の事例研究における援助者の発言に対するコーディングとカテゴリー化を行い、援助者は判断能力が不十分な人の思いを理解するためにどのような情報を必要としているのか、そしてそれらの情報をどのような枠組みから分析し、本人を理解しようとしているのかについて検討した。

本事例調査の事例対象者は、A施設の認知症対応フロアで生活している65歳以上の認知症の高齢者35名(男性3名、女性32名)とした。アンケートとヒアリングの調査は、2004年の9月から10月にかけて実施した。事例研究は、A施設の認知症対応フロアの主任ワーカー、看護師、事例場面に対応した援助者、筆者等を含め6名により、計5回実施した。アンケートとヒアリングの調査に協力した援助者は、すべてケアワーカーである。ソーシャルワークもケアワークも、社会福祉援助という枠のなかでみれば、その根底部分については相当重なるものを持っているといえ、ケアワーカーの思考プロセスに焦点を当てたととしても、それにより明らかとなった結果は、ソーシャルワークの特質と結びつくものと考えられる。

2) 事例調査の結果

(1) 選定された事例場面

表1 選定された事例場面の概要

事例場面	選定された事例場面の概要
I	毎日「ごちそうないか?」「おなか空いた、何かないか?」と言うが、朝昼晩とも、ほとんど食事には手をつけずにいる。そして補食としてパンを勧めているが、それにもほとんど手をつけずに「ごちそうないか?」「何かないか?」言われるという場面
II	大変几帳面である方が、数年前から、古くて、くしゃくしゃになったティッシュペーパーを捨てずに、枕元に置いているという場面
III	発語できない方がずっと泣いていたり、柵をバンバン叩いているという場面
IV	壁やベッド柵に自分から頭をぶつけ、ワーカーが「痛いからやめましょう」と声をかけると、「私はこれが気持ちいいのよ、頭をぶつけるのが好きなのよ」と言われるという場面
V	毎回、食堂から自分の部屋に帰るとき、必ず「ここは私の部屋じゃない」「ここはかなちゃんの部屋」と言われるという場面

アンケートとヒアリングの調査により選定された事例場面は、表1に示した5場面となった。事例場面Iは「ごちそうないか」「おなか空いた、何かないか」と毎日言うのに、朝昼晩とも食事にはほとんど手をつけないという場面、事例場面IIは、枕元に、古くて、くしゃくしゃになっているティッシュを数年前から大切そうに同じ位置においているという場面、事例場面IIIは、発語できない方が、ずっと泣いていたり、柵をバンバン叩いたりするという場面、事例場面IVは、壁やベッド柵に自分から頭をぶつけ、ワーカーにやめるよう声をかけられると、「頭をぶつけるのが好きなの」と答える場面、事例場面Vは、食堂から居室へ帰るたびに、「ここは私の部屋じゃない」と言われる場面である。

(2) 選定された事例場面の事例対象者

選定された事例場面の事例対象者については、次のとおりである。

事例場面Iの事例対象者は、90歳の女性で、入所期間は半年である。認知症の症状は中等度である。女手一つで仕事と家庭を両立させ、娘からは男親のような人であったということである。事例場面Iでの言動は、A施設に入所する前から見られ、施設で用意する食事には手をつけず、娘が持ってくるパン、または施設で用意するパンに少し手をつけるぐらいである。そして援助者が事例対象者より離れたところにいるときに、この言動が見られるということである。

事例場面IIの事例対象者は、80歳の女性で、入所期間は9年である。ベッドの上にティッシュを置くようになったのは数年前からで、一度シーツ交換のときに援助者がそのティッシュを捨てたことがあったが、本人はゴミ箱からそれを取り出し、元の位置に戻っていた。またティッシュ以外にも本人のベッド周りには、人形や洋服、きっちり11枚重ねられたフェイスタオル等が並べられている。

事例場面IIIの事例対象者は、85歳の女性で、入所期間は9年である。脳梗塞の後遺症により右辺麻痺、言語障害がある。独身で、義理の妹から見ると、事例対象者は自由気ままに生きてきた人であったということである。入所当初からベッド柵をバンバン叩く、アーアーと泣く言動が見られた。

事例場面IVの事例対象者は、87歳の女性で、入所期間は6年である。認知症の症状は中等度である。息子の話によると、この事例対象者は女手一つで仕事と家庭を守ってきたという。事

例場面Ⅳのような言動がみられるときは、トイレで腰をかがめるときであり、はじめは弱く頭をぶつけているが、その後強く頭をぶつけるようになる。

事例場面Ⅴの事例対象者は、82歳の女性で、入所期間は9年である。認知症の症状は中等度である。事例場面Ⅴの言動は、約一年前から見られるようになった。そして、ベッドに横になってもらうとその訴えはなくなる。

(3) 各事例場面において援助者が導き出した言動に込められた本人の思い

各事例場面に対する事例研究のなかで援助者が導き出した本人の思いは、表2に示したような結果となった。事例場面Ⅰでは「ありのままの自分で人とかかわりたい」、事例場面Ⅱでは「決められた場所にティッシュを置くことで自分に安心感を与えている」、事例場面Ⅲでは「自分の感情を表現するものであり、自分が生きていることを確認している」、事例場面Ⅳでは「自分に対して、もうどうなってもいいという気持ちと、まだあきらめたくない気持ちがあり、その間でゆれている」、事例場面

表2 各事例場面において援助者が導き出した言動に込められた本人の思い

事例場面	各事例場面における言動に込められた本人の思い
Ⅰ	無防備につながることができる関係を築きたい
Ⅱ	常時決められた場所にティッシュを置くことで自分に安心感を与えている
Ⅲ	自分の感情を表現するものであり、かつ自分が生きていることを確認したい
Ⅳ	自分が生きていることに価値を見いだせず、もうどうなってもいいという感情と、あきらめたくないという感情の間で揺れる自分を見させている
Ⅴ	今、何をしたいのか、何を望んでいるのか分からない状態にいる

表3 各事例場面において援助者が言動から本人の思いを理解するために必要とした情報

各事例場面において援助者が必要とした情報	種類
・年齢・性別・出身地・入所期間 ・身体状況・認知症状・家族構成	①本人の基本情報
・どのような言動であるのか ・その言動はいつ現れるのか ・その言動はどこで見られるのか ・その言動に関連する事項	②言動についての客観的な情報
・生活歴 ・職歴 ・家族からみた過去の本人像	③本人のこれまでの人生に関する情報
・現在の本人と家族とのつながり ・本人と他の利用者とのつながり ・本人と援助者とのつながり ・過去の本人と家族とのつながり ・過去の本人と近隣とのつながり	④人とのつながりに関する情報
・日常的に本人がよくとる態度 ・日常的に本人がよく言う言葉 ・過去に本人がよくとっていた態度 ・過去に本人がよく言っていた言葉	⑤本人の習慣性のある言動に関する情報

Ⅴでは「何をしたいのか、何を望んでいるのかわからない」ということであった。

(4) 各事例場面において援助者が言動から本人の思いを理解するために必要とした情報

各事例場面の事例研究における援助者の発言を整理した結果、援助者が本人の思いを理解するために必要とした情報は、表3に示したように、①年齢や性別などの利用者の基本情報、②その言動についての客観的な情報、③本人のこれまでの人生に関する情報、④人とのつながりに関する情報、⑤本人の習慣性のある言動に関する情報、という5つの情報であった。そのなかでもとくに⑤の本人の習慣性のある言動に関する情報の発言が多くあった。

具体的には、まず事例場面Ⅰの事例対象者においては、援助者に対して「こっちにおいて。寂しいから」と声をかけ、自分の隣に座らせようとする本人の習慣性のある言動や、援助者が他の利用者の介助をしていると、「あなたのお母さんか？うらやましいな」と本人から声をかけられることがよくあるという発言があった。

事例場面Ⅱの事例対象者に関しては、入浴日や食事の献立、居室に誰が入っているのかについてよく確認しているといった言動や、親戚との関係があまりよくなかったという発言があった。

事例場面Ⅲの事例対象者については、気ままな一人暮らしをしていたことや、入所当初は聞いてもらえるまで、だだをこねる子どものように泣いていたこと、横になっているとき、唯一動かせる左手を高く突き上げ、見つめていることもあるという発言があった。

事例場面Ⅳの事例対象者に関しては、援助者からの声かけには必ず一度は拒否をし、本人からは積極的に動かないことや、昔から特に仲のよい友達がいなかったこと、夏に盆踊りを踊る以外これまで楽しみがなかったといった発言があった。その一方で援助者に対して、おどけたり、冗談を言ってきたり、体を触ってきたりすることもあるという発言があった。

事例場面Ⅴの事例対象者については、昔から自発的にいろいろなことをするのが嫌いであったことや、2、3年前までは自分

と向き合ってくれる関係を求めて「何したらいいの?」「次何したらいいの?」という発言が頻繁にみられたが、最近ではそれらの言動は少なくなったという発言があった。

(5) 本人理解のための分析枠組み

5事例それぞれの(3)の本人理解のための分析における援助者の発言に対して、たとえば、事例場面Ⅰにおいて、「援助者を隣に座らせるという行為は、自分を受けとめて欲しいという思いを示している」と分析した援助者の発言に対して「習慣性のある言動から本人の現在の思いの分析」というコードをつけるなどしていった結果、表4に示したような17のコードを導き出した。さらに、それらのコードをカテゴリー化した結果、表5に示した6つのカテゴリーを導き出した。それらは、①本人らしさの分析、②本人の生きる原則の分析、③本人の現在の思いの分析、④本人が自分に与える価値や意味の分析、⑤本人の人生観の分析、⑥本人の自分確認の手段の分析であった。

「本人らしさの分析」は、本人の性格や特徴など本人のありようを分析しているものである。援助者は「本人のこれまでの人生」「人とのつながり」「本人の習慣性のある言動」に関する情報を踏まえてこの分析を行っていた。たとえば事例場面Ⅰでは、女手一つで子どもと家族を守るために男親のように強く生きてきたという本人のこれまでの人生から、本人は人に頼るあるいは人に弱みをみせることができない傾向のある人であると援助者は分析していた。事例場面Ⅲでは、自分の感情に従い生きていくことを大切にしていたことに対して、援助者はそうすることがその人らしさであったと分析していた。事例場面Ⅴでは、日頃からベッド上でじっとしていることを好んでいたり、自分からすすんで移動しようとしないうという本人の習慣性のある言動から、援助者は事例場面Ⅴの事例対象者を自分から環境にかかわることを好まない傾向のある人であると分析していた。

「本人の生きる原則の分析」は、本人が生きるうえで大切にしている、あるいは依拠している信念などを分析しているものである。援助者は「本人のこれまでの人生」「本人の習慣性のある言動」についての情報からこの分析を行っていた。たとえば事例場面Ⅱでは、ベッドの周りに洋服や人形をびっしり並べたり、決まった日に入浴したり、決まった時間に薬を飲むという本人の習慣性のある言動から、援助者は、本人は自分の枠組みのなかで生活しようとしていると分析し、それが自分を守るものであり、生きる原則であるとした。

「本人の現在の思いの分析」は、本人の今の感情や思いを分析しているものである。援助者は「本人のこれまでの人生」「人とのつながり」「本人の習慣性のある言動」と「現在、本人が自分に与える価値や意味」「本人の人生観」に関する情報からこの分析を行っていた。たとえば事例場面Ⅳでは、事例対象者は援助者から声をかけられるたびに「大丈夫」あるいは「もういい」とあきらめにも近い言葉を発していることから、援助者は、本人は生きていくことに価値を見いだせず、もうどうでもいい、どうなってもいいという感情を現在持っているとして分析していた。一方で援助者に対しておどけたり、冗談を言ってきたり、体を触ってきたりすることもあることから、自分に興味をもってほしいという思いも本人は持っており、本人の心のなかには、あきらめとあきらめたくないという2つの感情があると援助者は分析していた。

「本人が自分に与える価値や意味の分析」は、本人が自分に対してどのような価値や意味を与えているのかを分析しているものである。援助者は、「人とのつながり」「本人のこれまでの人生観」に関する情報からこの分析を行っていた。たとえば事例場面Ⅳにおいては、事例対象者がこれまでの人生において生きる意味や楽しさを十分に感じることはできなかったということから、援助者は本人は自分自身のことを「どうでもいい」あるいは「どうなってもいい」と感じていると分析していた。さらには自分が楽しむことや自分の体を大切にすること、自分のために何かをするようなことに関心が向かなくなっていると援助者は分析していた。

「本人の人生観の分析」に関しては、援助者は「人とのつながり」「本人のこれまでの人生」についての情報からこの分析を行っていた。たとえば事例場面Ⅱでは、本人は家族から自分を肯定的に認めてもらっている実感を得られなかったという情報から、家族や社会の中で生きることは非常に居心地の悪いものであったという人生観を援助者は導きだしていた。

「本人の自分確認の手段の分析」は、本人が自分の存在を確認するためにどのようなことをしているのかを分析しているものである。援助者は「本人のこれまでの人生」「本人の習慣性のある言動」「本人の生きる原則」についての情報を踏まえて、この分析を行っていた。たとえば事例場面Ⅱにおいては、ベッドの周りに洋服や人形をびっしり並べたり、予定通りに作業をするなど自分の枠組みにしたがって生活しているという情報をもとに、援助者は、本人はそうすることで自分の存在を確かめ、安心感を得ていると分析していた。事例場面Ⅲでは、自分の感情に従い生きていくことを大切にしていたことか

表4 コードリスト

番号	コードネーム
①	本人のこれまでの人生からみた本人らしさの分析
②	人とのつながりからみた本人らしさの分析
③	本人の習慣性のある言動からみた本人らしさの分析
④	本人のこれまでの人生からみた本人の生きる原則の分析
⑤	本人の習慣性のある言動からみた本人の生きる原則の分析
⑥	本人のこれまでの人生からみた本人の現在の思いの分析
⑦	人とのつながりからみた本人の現在の思いの分析
⑧	本人の習慣性のある言動からみた本人の現在の思いの分析
⑨	本人が自分に与える価値や意味からみた本人の現在の思いの分析
⑩	本人の人生観からみた本人の現在の思いの分析
⑪	人とのつながりからみた本人が自分に与える価値や意味の分析
⑫	本人の人生観からみた本人が自分に与える価値や意味の分析
⑬	人とのつながりからみた本人の人生観の分析
⑭	本人のこれまでの人生からみた本人の人生観の分析
⑮	本人のこれまでの人生からみた本人の自分確認の手段の分析
⑯	習慣性のある言動からみた本人の自分確認の手段の分析
⑰	本人の生きる原則からみた本人の自分確認の手段の分析

表5 カテゴリー

番号	カテゴリー
①	本人らしさの分析
②	本人の生きる原則の分析
③	本人の現在の思いの分析
④	本人が自分に与える価値や意味の分析
⑤	本人の人生観の分析
⑥	本人の自分確認の手段の分析

ら、そうすることが自分を確認する手段であると分析していた。そして、今、自分の感情を表現する手段は、唯一動かせる左手となっていると分析していた。

IV 考察

1. 本人理解のための分析枠組みの根源的基盤

本事例調査において明示した本人理解のための分析枠組みである6つの要素が依拠する根源的基盤について考察した。その結果、「一人の価値ある人間として尊重されなければならないこと」、「主体的に生きる存在として尊重されなければならないこと」という2つの根源的基盤を導き出すことができた。これら2点は、社会における人間存在の根源に依拠するものであり、ソーシャルワークの価値にも通ずるものである。

1) 一人の価値ある人間として尊重されなければならないこと

本事例調査をとおして導き出された分析枠組みにおいて、「本人らしさの分析」と「本人が自分に与える価値や意味の分析」、そして「本人の自分確認の手段の分析」

がその構成要素として明示された。これらはいずれも、一人の価値ある人間として、かけがえのない存在として、最大限に尊重されなければならないという意味を含んでいる。

バイステックが「クライアントは、一人の価値ある人間として、かけがえのない存在として尊重されたいというニーズをもっている」⁸⁾と指摘するように、人は、弱さや欠点なども含めて、価値ある人間として受けとめられたいという思いを強くもっている。

また、その人が自分らしく主体的に生きていくためにも、唯一無二の存在として尊重される必要がある。なぜなら、社会の中で生きていく意味や存在価値を生みだし、主体的に生きていくためのエネルギーとなるからである。

したがって、これらの分析枠組みにおいては、「一人の価値ある人間として尊重されなければならないこと」という根源的基盤から、利用者のありのままの理解を促す「本人らしさの分析」、利用者自身が生きていくことに意味や価値を見いだしているのかについての理解を促す「本人が自分に与える価値や意味の分析」と「本人の自分確認の手段の分析」がなされる。

2) 主体的に生きる存在として尊重されなければならないこと

分析枠組みにおいて、「本人の生きる原則の分析」と「本人の人生観の分析」がその枠組みを構成する要素として明示された。これらはいずれも、主体的に生きる存在として尊重されなければならないという意味を含んでいる。

本人の人生は、紛れもなく本人のものである。他人がその人生のあり方について決定することはできない。そして、本人の生きる原則や本人の人生観は、本人がどのように生きたいか、何に価値を置いて生きていくかという人生の持ち方を示す要素であり、本人を主体的に生きる存在として確固たるものにする重要な要素である。

また、援助者は援助が終結すれば、利用者の人生から出て行く存在であり、利用者にとって援助者との出会いは、彼の人生の中では一つの出来事に過ぎない⁹⁾。そのため、援助者は利用者のこれまでの人生や生き方を尊重することが必要であり、また今後も利用者が主体的に自分の人生を送ることができるように、利用者がどのような人生を歩んでいるのか、何に価値を置いて生きているのかについて理解しなければならない。

したがって、この分析枠組みにおいては「主体的に生

きる存在として尊重されなければならないこと」という根源的基盤に基づき「本人の生きる原則の分析」と「本人の人生観の分析」がなされる。

2. 本人理解のための分析枠組みからみた代弁のあり方

本人理解のための分析枠組みとして、本研究では6つの項目からなる分析枠組みを提示したが、これらがもつ意味について、またその根源的基盤も踏まえて検討していくと、「存在」「生きる」「今」という3つのキーワードを導き出すことができる。これらは、本人が今生きていることそのものと深く関わるものであり、社会に生きる人間存在のあり方を示すものである。

そして、これらのことから、利用者を生きる主体として尊重し、利用者本人のいるところから彼らの思いを代弁するあり方について考察すると、次の3点をあげることができる。

第一には、「存在」「生きる」「今」という人間存在の本質から利用者本人を捉え、本人のいるところに近づくということである。そのうえで、本人は今何を思っているのか、何を感じているのか、その思いに近づいていくということである。

第二には、「存在」「生きる」「今」という人間存在の本質から利用者本人を捉えるだけでなく、そのことをとおして、利用者本人の尊厳を高めるということである。ただ本人の思いを代弁するだけでは不十分である。代弁を必要とする利用者は、社会的に不利な状況に置かれ、自らの生活をコントロールすることができず、自分自身に無力感を抱いていることが多い。そのような状況にある利用者が、再び自らを価値ある人間として感じることができ、主体的に生きる存在として生きていくことができるように、代弁をとおして、利用者の尊厳を尊重し、一人の価値ある人間として利用者が感じることができるよう働きかけることが必要である。

第三には、代弁をとおして、環境の側に利用者本人の「存在」「生きる」「今」という人間存在の本質に目を向けさせるということである。事例調査のなかで、援助者は判断能力が不十分な人の言動を、自分の存在の不安定さや揺れからくるものとして捉えていたが、その人らしい生活や生き方を支援することをソーシャルワークにおける権利擁護で実践するならば、こうした存在の不安定さや揺れは克服されなければならない。そのためには、利用者を取り巻く環境の側が利用者本人の「存在」「生きる」「今」に目を向け、その存在を認めること必要である。

おわりに

以上、判断能力が不十分な人の代弁に焦点を当て、本人の立場に立って彼らの思いを理解するための分析枠組みの検討をとおして、ソーシャルワークの特質からみた代弁のあり方について考察してきた。その結果、本人のいるところに近づくということは、本人の「存在」「生きる」「今」という人間存在の本質部分に目を向けることであり、その理解を基盤とした代弁とは、利用者一人の価値ある人間として尊重することにつながり、さらには利用者の人間としての尊厳が尊重される環境を生み出すことにもつながるということである。そして利用者が主体的に生きていくことができる環境を生み出すことにもつながる。

このことは、ソーシャルワークにおける権利擁護のあり方についても参考となるものであり、生活支援までを含めた本人の人生や生活を支援する権利擁護とは、ソーシャルワークの取り組みと深く重なるものである。

注

- 1) 日本成年後見法学会：市町村における権利擁護機能のあり方に関する研究会 平成16年度報告書, 日本成年後見法学会, 3 (2005)
- 2) Robert L. Schneider and Lori Lester: *Social Work Advocacy a new framework for action*, Brooks/Cole, 5-55 (2001)
James S. Mickelson: *Advocacy, Encyclopedia of Social Work*, NASW, 19, 95-100 (1995)
- 3) 1996年に採択された全米ソーシャルワーカー協会の倫理綱領の「社会に対応するソーシャルワーカーの倫理的責任」の“Social and Political Action”に関する (C) の項目のなかに、“advocate”という単語が使われている。
- 4) 高山直樹：ソーシャルワークと権利擁護, ソーシャルワーク研究, 25 (2), 18-25 (1999)
- 5) 松友了：セルフアドボカシーの実践的枠組み—自己決定と代弁機能の関連—, 社会福祉研究, 77, 3 (1999)
- 6) 5) に同じ
- 7) 岩間伸之：ソーシャルワークにおける「アドボカシー」の再検討, 山縣文治編『社会福祉法の成立と21世紀の社会福祉』, ミネルヴァ書房, 40 (2001)
- 8) F・P・バイステック著/尾崎新, 福田俊子, 原田和幸訳：『ケースワークの原則 [新訳版] 援助関係を形

成する技法』,誠信書房,21 (1996)

- 9) 川田誉音：ソーシャルワーク過程—「生の過程」と「援助の過程」—,四国学院大学論集,39,95—96 (1977)

参考文献

Mark Ezeli:*Advocacy in the Human Services*, Brooks/Cole (2001)

池田恵理子,小賀野晶一,小嶋珠実,中井洋恵：成年後見と社会福祉,信山社 (2002)

岩間伸之：ソーシャルワークの根源を何に求めるか,右田紀久恵,小寺全世,白澤政和編『21世紀への架け橋～社会福祉のめざすもの～ 第3巻 社会福祉援助と連携』,中央法規出版 (2003)

河野正輝,大熊由紀子,北野誠一編：『講座 障害をもつ

人の人権③<<福祉サービスと自立支援>>』,有斐閣 (2000)
権利擁護研究会編：『ソーシャルワークと権利擁護』,中央法規出版 (2001)

佐藤郁哉：『フィールドワークの技法 問いを育てる』,仮説をきたえる,新曜社 (2002)

高山直樹監修/日本社会福祉士会編：『社会福祉の権利擁護実践 利用者の声を聴く社会福祉士として』,中央法規出版 (2002)

西尾裕吾,清水隆則編：『社会福祉実践とアドボカシー—利用者の権利擁護のために—』,中央法規出版 (2000)

N. バイトマン著/西尾裕吾監訳：『アドボカシーの理論と実際』,八千代出版 (1998)

ソーシャルワークの特質からみた代弁のあり方に関する研究 —判断能力が不十分な人を代弁するための分析枠組みの検討—

鶴浦 直子、岩間 伸之、山縣 文治

要旨：本稿は、ソーシャルワークの特質からみた代弁のあり方について検討するために、判断能力が不十分な人の代弁に焦点を当てて論考したものである。具体的には、援助者が判断能力が不十分な人の思いをどのように理解しようとしているのかに焦点を当て、その分析枠組みの明確化をとおして考察を深めた。

特別養護老人ホームにおいて必要なデータを収集し、質的研究法によってそれらを分析した結果、援助者は、①本人らしさの分析、②本人の生きる原則の分析、③本人の現在の思いの分析、④本人が自分に与える価値や意味の分析、⑤本人の人生観の分析、⑥本人の自分確認の手段の分析、という6つの枠組みをもって、判断能力が不十分な人の思いを理解していることが明らかとなった。これらの分析枠組みは、一人の価値ある人間として尊重されなければならないこと、主体的に生きる存在として尊重されなければならないこと、という社会における人間存在の根源に依拠するものであり、ソーシャルワークの価値にも通じるものである。

そしてこれらの分析枠組みから、代弁のあり方について考察すると、本人の立場に立ってその思いを理解することは、本人の「存在」「生きる」「今」という人間存在の本質部分に目を向けることであり、その理解をもとにした代弁は、利用者を一人の価値ある人間として尊重することにつながり、さらには利用者の人間としての尊厳が尊重される環境を生み出すことにもつながる。そして利用者が主体的に生きていくことができる環境を生み出すことにもつながる。

